

平成30年10月5日開催

第16回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時27分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） それでは、皆さん、定刻前なのですがけれども、皆さんお集まりですので、これから第16回農業委員会総会を開催させていただきます。

それでは、早速でございますけれども、開会に先立ちまして今井会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆さん、こんにちは。過日、一昨日ですか、皆様にまた事前協議に出席、協議していただきまして、また引き続き、今日は総会ということで、お忙しい中、ご出席をいただきまして、お礼申し上げます。

先日、内閣の組閣が行われまして、今度、農林水産大臣に吉川さんですか、吉川農相ということで決まりまして、農相になっていろいろお話を聞いてみますと、農業改革を行うということで、農業者の、農家の所得向上と、あと担い手の育成、それにJAとの連携、そんなお話をしていましたけれども、いざ実際にどこまでできるかちょっとこれから注視していかななくてはならない。なかなか厳しい、こういう時代ですから、そんな、なかなか思ったようにはいかないと思うのですがけれども、徐々にですけれども、農業者の所得が上がってくれるような農政をしていただければと思っておるわけでございます。

今日は、色々、件数も結構あって、時間もちょっとかかると思いますがけれども、最後までよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議事の進行につきましては、今井会長のほうからよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第16回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号4番、佐藤勲委員、5番、青木好記委員、それに15番、塚越勤委員、もう一名、18番、岸吉郎委員から欠席の連絡がございました。4名です。ということで、本日の出席委員は、全員25名中21名でございます。過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、皆さんに議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議事録署名委員を指名いたします。議席番号6番、塚越正敏委員並びに21番、植杉誠委員の2名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の齊藤主任主事を任命いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事進行をさせていただきます。

議事に入る前に、皆さんからご発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、平成25年12月20日許可、高農委指令第1451号。変更の理由は、親子それぞれの住宅を建築する計画をしていたが、息子名義の二世帯住宅を建築する計画へ変更したためとのこととございます。変更後につきましては、契約内容は使用貸借、転用の目的は一般住宅でございまして。なお、関連案件といたしまして、次のナンバー2と変更後の5条許可申請が提出されております。議案書15ページ、議案第4号、ナンバー6が関連案件となっております。

2番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、平成25年12月20日許可、高農委指令第1452号。変更の理由は、先のナンバー1と同様であるため省略させていただきます。こちら、関連案件といたしまして、先のナンバー1と議案書15ページ、5条許可申請ナンバー6が関連案件でございまして。

3番につきましては、保留でお願いいたします。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成27年10月22日許可、高農委指令第1385号でございました。こちら、一時転用の案件でございまして、転用期間は平成27年10月22日から平成30年10月21日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのこととございます。変更後の計画につきましても、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成30年10月22日から平成33年10月21日までの3年間の一時転用案件でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請が提出されておまして、議案書11ページ、議案第3号、ナンバー1が関連案件でございまして。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルを増設したいという計画変更の申請でございます。本来であれば、計画変更の承認及び新たに4条許可を得た後にパネルの増設を行うべきところ、事前に設置してしまったことから始末書が添付されております。事業の詳細につきましては、関連案件の4条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらで説明させていただければと思います。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。ということで、今回3番が保留ということですので、3番を除き、1、2、4の審議に入ります。

それでは、皆さんより質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借り受けている申請地を取得して引き続き耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、管理を任されている申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、経営農地に近い申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、経営農地に近い申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を大叔父より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を弟より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、平成30年10月22日から平成40年10月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されております。議案書29ページ、議案第4号、ナンバ―47が関連案件でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申

請でございます。

11番 契約内容は売買、経営農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は贈与、後継者として申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては12件でございます。なお、この12件につきましては、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、皆さんより質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については、事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので設定期間が定められております。平成30年10月22日から平成33年10月21日までの3年間でございます。また、本申請は、先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第1号、ナンバー4の計画変更申請の関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の更新の案件でございますが、更新のタイミングに合わせて太陽光パネルを増設したいという計画変更も盛り込まれております。本来であれば、計画変更の承認及び新たな4条許可を得た後にパネルの増設を行うべきところ、事前に設置してしまったことから始末書が添付されております。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。1枚目は位置図でございます。図面中央のやや上にある赤い丸印の中心の箇所が申請地でございます。群馬県立農林大学から東に約1.2キロメートルほどの場所に位置しております。

1枚目おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキ

スどめされている方向が北でございます。北を上向きにご覧いただきまして、図面中央のやや右側にある赤く縁取られている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、住宅や事務所、太陽光発電設備設置用地等の非農地が散在してはおりますが、農振農用地の青地の農地の広がりも見られる状況でございます。本申請地も青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、東が公衆用道路に接しており、東以外の三方は畑にそれぞれ接しております。申請地の西隣の土地の地目が公図の写しには登記地目、畑と記載されておりますが、こちらは転用済みの畑でございます。現況につきましては営農型ではない通常の太陽光パネルが設置されております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。3年前の当初許可の際に太陽光パネル324枚、架台支柱90本、支柱部分の面積0.45平米という計画で一時転用の許可をいただいておりますが、実際には許可をいただいた面積以上に太陽光パネルを設置してしまっておりました。増設してしまったパネルは、申請地内の西側にある9枚のパネル3列でございます。増設してしまった太陽光パネルは27枚、支柱30本、支柱部分の面積0.05平米でございます。今回の申請では当初許可分に加えて、増設してしまったパネルの下でも営農を行い、継続して営農型太陽光発電を実施していきたいというものでございます。

なお、申請者の母が所有する西隣の転用済みの畑から申請地に入出入りしております。

1枚おめくりください。5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。最低地上高は2.1メートル、最高地上高は2.8メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルでございます。

もう一枚おめくりください。6枚目からが営農計画書でございます。先ほどご説明した太陽光パネルの下で水ブキを栽培する計画でございます。営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要でございますが、パネル下部の面積は775平米でございます。営農型発電設備を計画している農地の営農計画は、3年前の当初計画と同様の水ブキでございます。

1枚おめくりください。次に、営農に必要な農作業の期間でございますが、2月と4月に収穫、8月に追肥を行いまして、年間通して除草作業を行う3年間の計画でございます。利用する農業機械は、トラクターとマメトラでございます。

また、農作業に従事する者の農作業経験等の状況につきましては、農作業歴45年、その内、水ブキの農作業歴は9年でございます。

1枚おめくりください。営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、耐寒性、耐陰性に強く耐熱性に弱いため、直射日光の当たる場所や土が乾燥する場所を嫌い、湿潤な場所で生育するので、太陽光パネル下は適していると思われるとのことでございます。効率的な農作業の実施につきましては、先ほど立面図ご覧いただきましたように、支柱の高さが最低地上高2.1メートル、最高地上高が2.8メートル、間隔3メートルとなっております。作業を効率的

に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保されていると思われます。下部の農地の単収につきましては、関東農政局統計年報の資料より、平均的な単収10アールで1,100キログラムに対し、単収見込みの収穫が86%となる計算でございまして、8割を超える見込みの計画となっております。

もう一枚おめくりいただきまして、最後のページをご覧くださいと思いますが、最後のページは、現在の現地の写真となっております。先日、現地調査を行いました、写真と同様の状態となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。なお、今回は第3班の調査でございますので班長の飯塚委員より調査報告をお願いします。

○17番飯塚委員 それでは、事前調査報告、第3班、飯塚大輔。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人と代理人の計2名の出席でした。

質問1 営農型太陽光の更新申請ですが、3年前に受けた当初の計画と、実際に設置されている太陽光パネルの枚数が異なるため、計画変更の申請となっております。事後の申請ですが、どのような経緯でそうなったのですか。

回答 当時、より安定した売電量を確保するため簡単に考え、空いている土地にもパネルを設置してしまいました。その後、しばらくして許可の変更が必要なることに気づき、申し訳なかったのですが、事後の申請となってしまいました。

質問2 申請地への出入りは、隣接する西側の太陽光発電施設用地からと伺っています。東側に道が接しているのに西側から出入りする理由を教えてください。また、その土地の所有者は申請人と異なりますが、将来的にも使用できますか。

回答 西側の隣接地は、私の母の所有です。以前より東側の道からではなく、機械等はそちらから出入りをしています。今後も問題なく使用できると考えています。

質問3 水フキは、フキノトウの収穫もしているのですか。また、出荷先はどちらですか。

回答 当初はフキノトウのみの計画でしたが、収穫期間も短く、茎も需要があることから、4月から7月の間は茎も収穫し、販売しています。出荷先は、農協系列の直売所が3カ所、その他の直売所が3カ所になります。

質問4 現地ではフキが密生していることを確認しましたが、一般的に見るフキより茎が細く感じました。フキの種類によるものなのですか。

回答 今生えているフキは、収穫後に1度枯れたものを刈り取り、その後出てきたものです。そのため細いものになっています。

質問5 太陽光パネルを変更する際には、事前に再度の申請が必要になります。今後は気をつけてください。

回答 はい、わかりました。以後、気をつけます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 飯塚班長より報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けします。

これとってないですか。いいですか、許可相当として。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、一括審議にこれより移りたいと思います。

それでは、事務局を説明お願いします。

○事務局

2番 駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の敷地拡張の申請でございます。なお、雑種地110平米と一体利用の申請でございます。

3番 自宅の庭として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。宅地843.16平米と一体利用の計画でございます。

4番 アパートとして入居の需要が見込まれる申請地に長屋建て住宅を建築したいという長屋建て住宅2棟の申請でございます。

5番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請ございまして、山林633平米と一体利用の計画でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請の一括案件につきましては6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局よりナンバー2からナンバー7の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。

異議ないですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて宅地分譲用地としたいという宅地分譲6区画の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

1枚目が位置図でございます。申請地は、図面中央のピンク色で塗り潰されている箇所でございます。高崎市立車郷小学校から南東へ約1.3キロメートル、箕郷総合運動公園さわやか交流館から南西に約1キロメートルほどの場所に位置しており、用途地域の指定のある第1種中高層住居専用地域となっております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面中央のピンク色で塗られている箇所が申請地でございます。申請地周辺の現況につきましては、宅地と農地が混在しているような状況でございます。なお、農地種別区分につきましては、用途地域内のため第3種農地に該当します。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の方向が変わりまして、縦に見ていただきますと、上方向が北となります。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。隣接する土地につきましては、南は道路、南以外の三方は田にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。こちらは4枚目、最後のページが土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりまして、横向きに見開いてご覧いただければと思います。そうしますと、上が北の図面でございます。宅地分譲6区画の計画でございます。西側からA、B、Cと3区画につきましては、直接南側市道と接する形となっております。DとFの区画につきましては、この南側の市道より申請地内に幅4.5メートル、長さ21メートルの敷地延長の通路用地を築造いたしまして、図面Dの区画購入者がGを所有しまして、Fの区画の購入者がHを所有し、それぞれ所有権については単有となる予定とのことですが、実際の使用についてはお互いが地役権をつけまして共同で使用することとでございます。給水につきましては、南側の市道から水道管を地下に延伸しまして、各区画へ引き込む予定でございます。雨水につきましては、集水枡を設置し、オーバーフロー分のみを南側の道路側溝へ放流する計画でございます。なお、住宅の生活排水は浄化槽を予定してありまし

て、雨水排水とともに南側の水路に放流する計画でございます。

造成計画につきましては、西側の赤く塗られている箇所が盛り土をする区域でございます。平均35センチメートルほどの盛り土をしまして、西側の県道の高さに合わせる計画でございます。また、隣接境界にはL型擁壁を設置する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、それでは飯塚班長、報告をお願いします。

○17番飯塚委員 事前調査報告、第3班班長、飯塚大輔。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りをした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表と代理人の計2名の出席でした。

質問1 宅地分譲6区画の計画のうち、北東の2区画は少し奥まった形状になっています。その2区画から市の道路までお互いの土地を出し合っただけにする計画となっておりますが、道幅はどのぐらいになる予定ですか。また、図面では境がありますが、何かで区切るのですか。

回答 それぞれの道幅は2.25メートルで合わせて幅4.5メートルの道になります。図面のD区画、F区画を取得する方がそれぞれ敷地延長の宅地として取得することになります。その境は区切ることとはせず、一体の道として砂利敷き仕上げにします。また、お互いの道に地役権を設定していただく予定です。

質問2 現地は、申請地南側の道路との境に石垣があり、申請地のほうが一段高くなっています。各区画への出入りはどのように施工するのですか。

回答 現在は、土どめの石垣がありますが、撤去して整地します。また、申請地と道路との間には側溝がありますが、出入り口となるため蓋つき側溝を新設する予定です。

質問3 生活排水は、南側の側溝に放流するのですか。また、その側溝は農業用水ですか。

回答 生活排水は、浄化槽を経由し、南側の側溝に放流します。既にその計画で水利組合からは同意を得て、集水枡を設置する予定です。実際に住宅を建築するときには建築主が改めて土地改良区から排水同意を得ることが必要になります。

質問4 申請地を囲むように耕作をしっかりとっている農地があります。その農地の所有者には今回の計画について話をしていますか。

回答 隣接する農地の所有者には事前に計画の説明をしています。所有者の方からは、今後も耕作していく予定で、この土地を手放すつもりはないとも伺いました。開発指導課の事前協議に提出した書類の中には、その方の同意書も添付しています。

質問5 同意を得ているとのことですが、実際に家が建つと耕作に影響が出る可能性があります。家を建てる方と農業者がトラブルにならないようお願いします。また、隣接する道も狭く、近くには福祉施設もあるので、工事の際には十分に気をつけてください。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長より報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。

異議がなければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地23.94平米と一体利用の計画でございます。

5番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが両親と同居するため申請地に二世帯住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書3から4ページ、議案第1号、ナンバー1、ナンバー2が関連案件となっております。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地58.51平米と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地148.47平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は売買、墓参者用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、実家で生活しているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、短期大学から4年制大学への移行に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 保留でお願いいたします。

19番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地331.08平米と一体利用の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら、用途指定がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

24番 契約内容は売買、太陽光発電に適した申請地を買い受けて売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

25番 契約内容は賃貸借、申請地近隣の水路改良工事受注に伴い申請地を借り受けて現場事務所及び資材置き場として使用したいという仮設事務所及び露天資材置き場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は平成30年10月23日から平成31年4月1日までの申請

でございます。

26番 契約内容は賃貸借、天然ガス輸送パイプラインのつけかえ工事に伴い申請地を借り受けて工事用地として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。こちらも一時転用の申請でございます。転用期間は平成30年10月22日から平成31年3月25日までの計画でございます。

27番 契約内容は売買、現在の住居が古く申請地を買い受けて新たに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地273.68平米と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、地目、山林とございますけれども、こちらは農地台帳に登載されている農地でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を譲り受けて農機具の物置を建築したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。宅地513.53平米と一体利用の計画でございます。

32番 契約内容は賃貸借、送電線の張り替え工事に伴い申請地を作業場として使用したいという工事用地の申請でございます。こちら、一時転用の申請でございます。転用期間が定められております。平成30年11月1日から平成31年5月31日までの7カ月間の計画でございます。

33番 契約内容は賃貸借、変電所の増容量工事に伴い隣接する申請地を借り受けて作業場として使用したいという工事用地の申請でございます。こちら、一時転用の申請ですので転用期間が定められております。平成30年11月1日から平成31年7月31日までの9カ月間の計画でございます。

34番 契約内容は売買、経営の多角化に伴い駐車場と資材置き場が必要なため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第1種住居地域でございます。

35番でございますが、こちらは続いて36番と同一事業でございますが、土地の契約内容がそれぞれ賃貸借と売買と異なっておりまして、申請も分かれており、2件の扱いでございますが、契約内容のみの違いであるため一括してご説明させていただきます。

契約内容は賃貸借、事業の拡大に伴い資材置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。雑種地185.68平米、山林110平米と一体利用の計画でございます。また、申請地の3筆目の地目が宅地でございますが、こちらは農地台帳に登載のある農地でございます。なお、現地の状況につきましては、長年耕作されていない畑と思われるような状況でございます。

36番 契約内容は売買でございます。申請理由以降につきましては、先ほどの35番と同様でござ

います。

37番 契約内容は賃貸借、駐車場が不足しているため事務所に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり宅地として需要が見込まれる申請地を買い受けて宅地分譲用地としたいという宅地分譲6区画の申請でございます。なお、宅地6.71平米と一体利用の計画でございます。また、用途指定区分があり、第1種中高層住居専用地域でございます。

39番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を譲り受けて通路用地として使用したいという通路用地の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地194.81平米と一体利用の計画でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

43番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、一体で利用する計画である次の45番を関連案件とさせていただきます。

45番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けて隣接地に建築する住宅の道路用地として使用したいという道路用地の申請でございます。なお、こちらは一体で利用する計画である前の44番の関連案件でございます。

46番 契約内容は売買、事業の拡大に伴い資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて資材置き場及び管理施設用地として使用したいという露天資材置き場及び管理施設の申請でございます。

47番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成30年10月22日から平成40年10月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書9ページ、議案第2号、ナンバー9が関連案件でございます。なお、第3条の地上権の設定の許可とこちらの第5条の許可の審議は一緒でございます、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしく申し上げます。

48番 契約内容は賃貸借、送電線の張り替え工事に伴い申請地を作業場として使用したいという工事用地の申請でございます。こちら、一時転用の申請のため設定期間が定められております。平成30年11月1日から平成31年5月31日までの7カ月間の計画でございます。

49番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は賃貸借、工場を増設するにあたり駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

52番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置き場が不足しているため会社から近い申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

53番 契約内容は賃貸借、資材置き場が不足しているため会社から近い申請地を借り受けて利用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

54番から56番につきましては、同一の譲受人の申請でございますので、こちらは一括して説明をさせていただきます。

54番 契約内容は使用貸借、申請地を父より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

55番 契約の内容以降は、前の54番と同様でございます。

56番 契約の内容以降は、54番、55番と同様でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては55件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。

それでは、まず初めに、異議がなければ、ナンバー24と46、51番、これは3,000平米以上ですので、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよろしいか皆様に伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として意見聴取します。

またそのほかの案件も、皆さんに許可相当としてよろしいか伺いますけれどもよろしいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、ちょっとここで休憩します。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございます。相続開始年月日は平成30年3月25日でございます。なお、9月18日に地元農業委員である中澤委員さんと現地調査を実施いたしまして、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題ございませんでした。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

それでは、皆さんより質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地の権利取得後における下限面積について。

農地法第3条第2項第5号に規定する農地の権利取得後の下限面積について、同号の規定に基づき農業委員会が別段の面積を定めることについて審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地の権利取得後における下限面積について。

資料につきましては、A4縦の別段の面積（下限面積）の設定についてという資料と、補足の資料といたしまして、農林業センサスの資料、こちらをお手元にご用意いただきたいと思います。

まず別段の面積でございますが、こちらは3条許可申請の際に基準となる面積でございます。農業者が新たに農地を取得、または借りたり、あとは新規で就農される際に、農業経営の最低の面積の基準として、下限面積の設定を行っております。こちらは、平成21年の農地法の改正によりまし

て、各農業委員会が下限面積を設定ができることとなりました。それまでは、農地法に記載があります50アールが下限面積、一律全国決まっておりましたが、各自治体の事情もありますので、各農業委員会がその事情に合わせて検討することで、より地域に合った下限面積を設定するという形になります。ただし、こちら別段の面積を設定いたしました農業委員会につきましては、毎年1回はその設定について、本当に設定が必要なのか、または、その設定している面積が妥当なのかについて審議することとなっています。本日におきましては、こちらの今現行高崎の場合は40アールでございますが、そちらにつきましてご協議していただきまして、ご決定いただければと思います。

先ほども高崎の場合、40アールというお話をさせていただいたのですが、高崎市の場合は、平成21年の農地法の改正から全域をもちまして40アールとしております。

ここで補足の資料をご覧くださいと思います。補足の資料の下から2番目の表です。こちらが市町村合併前、これが平成21年前の別段の各地域の旧町村の面積でございます。別段の面積を設定をしていたのが、新町と旧高崎、倉渕でございます。新町については30アール、旧高崎と倉渕につきましては40アールで別段の面積を設定されました。また、箕郷町、群馬町、榛名町、吉井町につきましては、特に別段の面積を設定しておりませんで、50アール、法律のまま使用しておりました。合併前はこのような状況でございました。

それでは、もとの資料に戻っていただきまして、見直しの基準でございますが、まず基準につきましては、施行規則の第17条に記載がございまして、そちらについて第1項と第2項があります。第1項については（1）、第2項については（2）というふうに資料のほうを作成しております。

（1）につきましては、設定する基本的な基準でございます。朗読させていただきます。

基本的な基準につきましては、設定区域は、自然的、経済的条件から見て、営農状況がおおむね同一と認められる地域に設定すること。また、総面積につきましては10アール以上必ず設定すること、また設定区域内におきまして、下限面積以下の農家の戸数が全体のおおむね40%を下回らないというものであることというふうにしております。こちらにつきまして、補足資料の一番上の表をご覧くださいと思います。こちら、農林業センサスといいまして、統計資料のものでございます。こちら、農林業センサスにつきましては、5年に1回の調査になりますので、今最新の農林業センサスは2015年のものでございます。そちらの数値を使いまして、高崎市の現状でございますが、総農家が6,970、農業の経営体が3,539ございます。また、販売農家といいまして、実際農業を生業とされている方の数でございます。まず30アール以上の経営体につきましては、全体の表に書いてあるとおり、約97%でございます。また、50アール以上の経営体につきましては、約72%でございます。また、自給農家も含んだ農家全体におきましては、一番右の表になりますが、30アール以上の農家につきましては約50%、50アール以上のものにしましても、約36%でございます。高崎市の場合は、今40アール下限面積をしておりますので、ほぼほぼこの数値については、この統計から40アールの設定も問題ないというふうにかがえるかと思っております。

基準からすると、高崎市の場合は40アールの設定で、この1番の基準は満たしているという形でございます。

次に、(2)でございますが、こちらは1番の基準を設定するものの、この(2)の基準に該当するようなものであれば、こちらの(2)を適用しなさいよという内容でございます。こちらは、括弧内に書いてある内容なのですが、設定区域内の農地の利用状況から見て新規就農を促進するのが適当と認められる場合は、こちらを適用しなさいよというものでございます。読まさせていただきます。

2つございまして、設定区域内において現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当数存在すること。そういった状況であるということです。こちら、具体的にいいますと、耕作ができる農地があるにもかかわらず、その農地が就農者がいないために空いてしまっている状況があるので、下限面積をもっと下げて新規就農を促したほうが良いのではないかという、そういった状況であるという状態がこちらになります。また、その際におきまして、下の設定区域内において経営面積が50アール未満の農家数の増加によって、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を来すおそれがないこと。下限面積を下げて農業を促進するのですが、農地が分断されますので、総合的な利用に支障がきたさないようにしてくださいという内容でございます。

補足の資料に戻っていただきまして、上から3番目の表でございます。こちら、耕作放棄地の状況でございます。こちらは、耕地の面積が高崎市の場合は、3,740.83ヘクタール、また、これとはまた別に、耕作放棄地の面積が259.01ヘクタールでございます。ヘクタールということで面積的には結構あるかと思うのですが、こちらにつきましては、昨年度、皆様方に実施いただいた、あと推進委員さんにもご協力いただきまして、その利用状況調査の結果のA判定をしていただいた農地でございます。割合としますと、耕作放棄地につきましては約6.5%ということでございますが、6.5%あるわけでございますが、ただこちらの農地につきましては、主に中山間地の耕作が難しいようなところでございまして、必ずしも先程の(2)の利用できる農地が多く空いているという状況ではございませんので、高崎市におきましては、(1)の基準で設定できるというふうに数値からは読み取れます。

結果、高崎市といたしましては、現行どおりの40アールを提案させていただきまして、また昨年度におきましても、農業委員さんのほうから40アールで不都合があるよという、そういったご意見もなく、また事務局の事務の中でも3条の受付をする際にも40アールが厳しいのではないかというご意見もなかったことから、現行のまま40アールを提案をさせていただきたいと思っております。この40アールにつきまして、ご協議いただき、ご決定いただければと思います。

以上です。

○会長 事務局より、この説明をしていただきました。これより審議に入りますけれども、皆さんの

ほうから何か質疑ございますでしょうか。

なければ、事務局の説明していただいたとおり、今までと同じく40アールということでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、40アールということで決定をすることにいたします。

続きまして、議案第7号 農地移動適正化あっせん事業について。

農地移動適正化あっせん事業について、次のとおり農用地所有者から申し出がございましたので報告するとともに、あっせん譲受け候補者の決定及びあっせん委員を委嘱したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業について。

事務局から説明させていただきます。議案書37ページをごらんください。1、あっせん申し出者等でございます。棟高町にお住まいの方で、あっせんの種類は売買となっております。

2、申出農地及び売買希望額でございます。2筆ございます。まず、1筆目、棟高町、畑、1,979平米、売買希望額650万円でございます。なお、同地内に物置が2棟あり、土地購入者の意向次第で更地、もしくは無償譲渡することとなっております。

2筆目、棟高町、田、1,516平米、売買希望額500万円でございます。A4、1枚紙、縦の議案第7号関係地図と書かれた地図をごらんください。資料上部が北となっております。1、位置図でございます。北に商業施設があり、申し出農地につきましては、高崎渋川線の西側に位置しております。2、周辺図は申し出農地の周辺を拡大したもので、申請農地を白枠で囲っております。上にある農地が畑、下にある農地が田でございます。

改めまして、議案書37ページをごらんください。3、あっせん譲受け候補者名簿をごらんください。

この名簿に登載されている方は、先月ご決定いただきましたあっせんにおける農用地等の権利を取得させるべき者の高崎市農業委員会が定める基準面積等を上回り、群馬地区の人・農地プランの担い手に位置づけられている農業者及び認定農業者・認定新規就農者の中で、堤ヶ岡地区である棟高町、菅谷町、三ツ寺町、中泉町、福島町において耕作を行っている農業者を登載しております。ごらんのとおり12名いらっしゃいます。

4、あっせん委員候補者の委嘱についてでございます。農地移動適正化あっせん要領の第6条第2項に、あっせん委員は、農地利用最適化推進委員の中から1名以上に委嘱するとあります。また、今回あっせん希望農地は棟高町ということから、堤ヶ岡地区担当の福田勤推進委員にお願いするところではございましたが、先日ご逝去されたため、同じ群馬地区の農地利用最適化推進委員の中で

ご協議をいただいた結果、蜂須賀隆広推進委員をあっせん委員候補者に決定することとなりました。

また、協議の中で、候補者から業務を補助をする者をつけてほしいという要望をいただきました。A 4、1枚紙、横の議案第7号（追加）という資料をご覧ください。こちらにございますとおり、5、あっせん委員の要請に基づいて会長が指名する委員、または職員についてを追加させていただきました。農地移動適正化あっせん要領第15条では、当該あっせん事業を委任されたあっせん委員以外の者は、あっせんに関与してはならない。ただし、当該あっせん委員の要請に基づいて会長が指名した委員、もしくは職員はこの限りではないとあります。事務局といたしましては、あっせん事業を担当する農業振興担当から、事務局長補佐の西及び主事の發地、以上2名を案として提案させていただきます。

事務局からの説明は、以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。

皆さんより異議がなければ、今事務局が報告したとおりでよろしいか皆様にお伺いします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

なお、先ほど蜂須賀委員さんをお願いするという事なので、蜂須賀委員さんには、後日、委嘱状をご本人にお渡しするようにいたします。

それで、以上をもちまして予定していた議事は終了といたします。

皆様のほうから何かございますでしょうか。

○17番飯塚委員 1点、済みません。

○会長 飯塚委員さん。

○17番飯塚委員 事前協議のときにも少しお話のほうさせていただきましたが、先日、農地利用最適化推進委員の福田勤さんをご逝去され、群馬の堤ヶ岡地区を担当する委員さんがあいている状況です。そのため、堤ヶ岡区域を担当してくれる委員を決める必要があると思います。現在の区域と兼任になると思いますが、この件について追加の議題として提出いたします。

○会長 ただいま飯塚委員よりご発言がございました。農地利用最適化推進委員に1名の欠員が生じたことにより、その担当の業務を自分の業務に加えて行っていただける推進委員を決めたらどうかという、追加議案の申し出がございました。予定されていた議案以外の議題の提出については、高崎市農業委員会総会会議規則第12条の規定により、全ての動議は2名以上の賛成者がなければ議題とすることができないとあります。この動議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

賛成多数の挙手ございました。挙手、ここで確実に2名以上ありました。

それでは、高崎市農業委員会総会会議規則第12条の規定により、この動議は成立します。

それでは、議題を追加議案とすることにいたします。

○事務局長 追加の議案について今お配りしたのですけれども、皆さんお持ちでしょうか。

○全員 はい。

○会長 では、追加議案ということで、議案第8号になります。

議案第8号 農地利用最適化推進委員の担当区域の兼任について。

農地利用最適化推進委員に1名欠員が生じたため、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第2条に規定される欠員者の担当する区域について、欠員者が補充されるまでの間を兼任する農地利用最適化推進委員の選任を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第8号 農地利用最適化推進委員の担当区域の兼任について。

ただいまお配りいたしました議案第8号の資料をご覧いただきたいと存じます。兼任を求める地域は、群馬。担当区域は、堤ヶ岡。区域の範囲は、菅谷町、中泉町、福島町、三ツ寺町、棟高町となっております。

兼任の期間でございますが、本日、平成30年10月5日から新たな推進委員が決定されるまでの期間となります。なお、先日、群馬地域の堤ヶ岡区域の担当である福田委員が逝去されたということで、群馬地域の農地利用最適化推進委員の伊藤英美委員、蜂須賀隆広委員、齋藤薫委員の3名におかれまして、堤ヶ岡区域を兼任していただく委員さんについて話し合いが行われたとの連絡がございました。その結果、蜂須賀隆広委員が適任であり、候補者としてほしいとの連絡がございましたので、ご参考までにご報告いたします。

事務局からの説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けしたいと思えます。

これとってないですか。

○全員 異議なし。

○会長 ないですか。先ほど事務局の説明にもありました、群馬地域の話し合いの結果を皆さん尊重して蜂須賀委員さんに兼任者としてもらうことでよろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 蜂須賀委員さんもいろんな役をやっていまして本当に忙しい方なのですけれども、私がやりますということで了承していただきました。

それでは、群馬地域の堤ヶ岡区域を兼任する委員を蜂須賀隆広委員とすることに決定いたします。

本人には、またご報告申し上げます。

それでは、よろしくお願いいたします。

これで議案は終わりです。

それでは、続きまして、報告事項に移ります。

報告事項第1号から第5号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は庭用地、用途指定区分は第1種低層住居、ほか7件、計8件の4条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居でございます。ほか29件、計30件の農地法5条の転用の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約でございます。ほか9件、計10件の18条の通知を書類審査し、適法であったため受理しております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番につきましては、こちら8月の総会にて許可相当としていただいた案件でございます。開発指導課との協議が調わず、許可書の交付を保留しておりましたが、そちらが調ったということで、平成30年8月24日に許可書を交付しております。

続きまして、2番からは先月の総会にて許可相当としていただいた案件でございます。4条が10件、5条が52件でございます。また、そのうちのナンバー59とナンバー61につきましては、3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可相当で申し分ないということで回答をいただいております。

また、その他の案件につきましても、他法令の回答をいただきまして、適法ということで伺っております。

以上のことから、平成30年9月25日をもちまして許可書の交付を行っております。

報告第5号 後継者対策協議会委員の委嘱について。

平成30年度高崎市農業後継者対策協議会委員一覧を記載させていただいております。高崎市農業後継者対策協議会委員につきましては、高崎市農業後継者対策協議会規程第3条に基づき、農業委員長が決定することとされていることから、例年に倣い取りまとめさせていただいたものでございます。所掌事務は、農業後継者対策事業に関し、農業委員会の諮問に応じて審議することとなっております。

事務局からの報告は、以上でございます。

○会長 それでは、その他ということで事務局のほうから何かございますか。

ほかに、事務局の方、ご報告ございますか。お知らせないですね。

○事務局 はい。

○会長 皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第16回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時13分 閉会